

<元本の削減等がなければ発行者が存続できないと認められる場合>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q9 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）とは、銀行又は銀行持株会社に関して具体的にどのような場合を指すのでしょうか。（平成24年12月12日追加、平成26年3月6日修正）

(A)

バーゼル合意において、その他 Tier-1 資本調達手段又は Tier-2 資本調達手段について実質破綻認定時に元本の削減又は普通株式への転換がなされること（以下「実質破綻時損失吸収条項」）が求められる趣旨は、破綻に瀕した金融機関を救済するために公的資金が注入される場合について、本来損失を負担すべきである当該金融機関のこれらの資本調達手段が当該公的資金によって保護されることを防ぐという点にあると考えられます。したがって、本邦において実質破綻認定時がどのような場合を指すのかについては、かかるバーゼル合意の趣旨を踏まえ、その時々において有効な法令の下での破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みに照らして判断されることとなります。

この点、本邦の現行法令を前提とすると、預金保険法においては、このような破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みとして、(i)同法に規定する金融機関のうち破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関に対するペイオフコストを超える資金援助（同法第102条第1項第2号。以下「第二号措置」）及び特別危機管理（同項第3号。以下「第三号措置」）並びに(ii)その財産をもって債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等に対する特定資金援助等（同法第126条の2第1項第2号。以下「特定第二号措置」）が整備されていることから、現行法令において整備されているこれらの措置と実質破綻認定とを関連付けて整理することが適当と考えられます。

そこで、銀行については、これらの措置の法律上の要件を踏まえ、実質破綻認定時を、(i)預保法102条第1項に定める危機対応措置を実施しなければ我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり、かつ、(ii)業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあり若しくは預金等（貯金等）の払戻しを停止し又はその財産をもって債務を完済することができないとの事実が我が国当局によって認められた場合当該銀行について第二号措置若しくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合又は(ii)当該銀行について特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指すこととします。

他方でまた、銀行持株会社については、現行法令においてはこうした金融危機への対応の枠組みは存在しないことから、仮に銀行持株会社が破綻に瀕した場合には、金融危機への対応の枠組みによらずにその処理が行われ、当該処理の過程でその資本調達手段についても損失負担が確定することが想定されます。そのため、現行法令の下においては、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段について、元本の削減等又は損失を事前に完全に負担するための特別の法制は整備されておらず実質破綻時損失吸収条項を規定する必要はあるものの、実質破綻認定がなされなくとも当該条項が求められた趣旨は達成されるものと考えられます実質破綻認定時を、当該銀行持株会社について特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指すこととします。

なお、以上の整理はあくまで現行法令における金融危機への対応の枠組みを前提としたものですので、将来において資本不適格となることのないように、上記(i)及び(ii)の要件に類すると認められる事由について実質破綻認定の内容に含めることも考えられます。

<優先株式等に係る実質破綻認定時の元本の削減等に係る特約の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q10 銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式等について、実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要がありますか。(平成24年12月12日追加、平成26年3月6日修正)

(A)

現行法令を前提とすると、銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式等であっても、実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要があります。

<実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q11 実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約のいずれかを契約上任意に選択することが認められない場合はありますか。(平成24年12月12日追加、平成26年3月6日修正)

(A)

銀行の発行する資本調達手段の実質破綻時損失吸収条項に関して普通株式への転換を選択するためには、銀行に第3号措置の認定がされる場合には、かかる普通株式への転換が、当該認定に基づき預金保険機構による全株式の取得がなされるまでに全て完了することが必要です。その全てにつき普通株式への転換を完了することができない場合には、元本の削減を選択する必要があります。